金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

【この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しする書面です。】

この書面をよくお読みください。

当金庫では、お客様から投資信託の売買等に必要な金銭及び投資信託受益証券をお預かりし、法令に従って当金庫の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って当金庫の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

・当金庫では、投資信託受益証券を当金庫の保護預り口座でお預かりする場合、または券面が発行されない投資信託受益権について当金庫に開設した振替決済口座に記載または記録する場合、手数料は頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当金庫では、お客様から投資信託の売買等に必要な金銭及び投資信託受益証券をお預かりし、法令に従って当金庫の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って当金庫の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

振替決済口座は、社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。当金庫では、お客様が投資信託受益権について権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、京都中央信用金庫投信取引約款に基づき振替の申請をすることができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出のあった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けないことがあります。

当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 33 条の２の規定に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において投資信託のお取引や振替を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、投信取引口座および振替決済口座を開設していただく必要があります。
- ご注文は当金庫が定めた取扱時間内に行って下さい。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文にあたっては、銘柄、募集買付けまたは、解約、買取の別、数量等お取引に必要な事項を当金庫が定める方法により明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（累積投資報告書、取引報告書等）をお客様に交付いたします。
- また、お取引が成立した後、お客様の投資信託の残高等を確認いただくため、法令等の定めるところにより定期的に取引残高報告書を郵送もしくは電磁的方法により交付いたします。
- 契約締結時交付書面および取引残高報告書の内容は必ずご確認下さい。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに書面等に記載の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

この契約の終了事由

当金庫の京都中央信用金庫投信取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- お客様について相続の開始があったとき
- やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

当金庫の概要

商　号　等	京都中央信用金庫　登録金融機関　近畿財務局長（登金）第 53 号
本店所在地	〒600-8009　京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 91 番地
加入協会等	日本証券業協会
出　資　金	１９３億円（2024 年 3 月 31 日現在）
主な事業	信用金庫業
設立年月	昭和 15 年 6 月
連　絡　先	電話：075-223-8344･FAX075-223-2562 又はお取引のある本支店にご連絡下さい。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

本商品の苦情、紛争およびトラブル等は、以下の窓口までお申し出下さい。

苦情処理措置　●お取引のある本支店若しくはリスク統括部
当金庫の営業日の 9 時から 17 時　電話・FAX：0120-355-774

紛争解決措置　●上記リスク統括部若しくは全国しんきん相談所(9 時～17 時､電話:03-3517-5825)
●京都弁護士会紛争解決センター　電話：075-231-2378
●公益社団法人民間総合調停センター　電話：06-6364-7644
●東京弁護士会　電話：03-3581-0031
●第一東京弁護士会　電話：03-3595-8588
●第二東京弁護士会　電話：03-3581-2249

また、上記加入協会から苦情の解決業務、紛争の解決のあっせん等の委託を受けた公的な第三者機関でもある「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」にお申し出いただくことも可能です。

●特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
電話：0120-64-5005

京都中信アプリからの投信取引口座開設に関する特約事項

１．特約の適用範囲等

（１）本特約は、お客さまが「京都中信アプリ」（以下「アプリ」）といいます。）から開設した京都中央信用金庫（以下「当金庫」といいます。）の投信取引口座に適用される事項を定めるものです。

（２）本特約は、「金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」「京都中央信用金庫投信取引約款」「自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）」「中信の投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」「振替決済取引に関する契約締結時交付書面」「特定口座約款」「京都中央信用金庫非課税口座約款」「中信 投信インターネットサービス取扱規定」「電子交付サービス取扱規定」（以下「各種投資信託規定」といいます。）の一部を構成するとともに各種投資信託規定と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがない事項に関しては各種投資信託規定が適用されるものとします。

（３）本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは各種投資信託規定に従います。

２．お申込みの条件

（１）個人番号カードをお持ちで日本国内に居住し、日本国籍を有する１８歳以上７５歳未満の個人のお客さまがアプリから投信取引口座の開設をお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方はアプリからはお申込みいただけません。

①当金庫に普通預金口座をお持ちでない方

②個人番号カードに記載の住所・氏名が現在の住所・氏名および届出のあった住所・氏名と異なる方

③個人番号カードの有効期限が切れている方

④事業でお使いになる目的の方（屋号が付く名義等）

⑤成年後見制度をご利用の方

⑥日本国外に居住されている方

⑦税務上の居住地が日本のみでない方

⑧米国人等に該当する方（米国市民（米国籍保有者）、米国永住権保有者、米国居住者）

⑨外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とそのご家族

（２）「中信 投信インターネットサービス」が同時申込みとなります。

（３）当金庫の総合的な判断により、投信取引口座の開設をお断りさせていただく場合があります。

３．口座の利用開始

（１）アプリからお申込みされた当金庫の投信取引口座は、当金庫で投信取引口座の開設手続きが完了してから利用できます。

（２）投信取引口座の開設手続きが完了しますと、お客さまの届出メールアドレスへ「投資信託 口座開設結果のお知らせ」を送信いたします。

（３）非課税口座（NISA 口座）の開設手続きが完了しますと、お客さまの届出住所へ郵便にて「非課税口座開設承認のお知らせ」または「非課税口座開設確認結果のお知らせ」を送付いたします。なお、こちらの送付はアプリから非課税口座（NISA 口座）の開設をお申し込みいただいた後、３～４週間を要します。

４．口座開設の取り消し・解約等

（１）次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。

①お客さまが存在しないことが明らかになった場合、また投信取引口座がお客さまの意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②投信取引口座のお客さまが京都中央信用金庫投信取引約款第５５条（３）各号および（４）各号のいずれかに該当した場合

③投信取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（２）投信取引口座が相当の期間、投信取引口座のお客さまによる利用がない場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（３）前２項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。

①本規定その他当金庫が定める各取引にかかる規定に違反した場合

②当金庫に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合

③住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合

④支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合

⑤前各号のほか、当金庫が解約を必要とする相当な事由が生じた場合

（４）前３項に基づき行った投信取引口座の投資信託取引の停止、投信取引口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当金庫に損害が生じたときは、お客さまはその損害額を支払うものとします。

５．通知等

届出のあったメールアドレス、住所、氏名にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

６．本特約の内容変更等

（１）本特約の項目は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページでの公表等適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。

（２）前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

（２０２５年４月１日現在）